

## クーリングシェルターの運用開始について

気候変動適応法（令和6年4月1日施行）に基づき、極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市長が指定することができます。

本市では、公募により指定した民間施設 66 施設と公共施設 81 施設の計 147 施設をクーリングシェルターとして4月22日（水）から運用を開始いたします。

今後も民間施設の公募及び公共施設の指定は継続し、新たに指定した施設は、順次、市ホームページ等で公表します。

今年から、最高気温が40度以上の日を指す新たな名称「酷暑日」が設定されました。

今夏も厳しい暑さが予想されますので、市民の熱中症による健康被害の未然防止に向けて、周知の程よろしくお願いいたします。

※クーリングシェルターとは：冷房設備を有し、高温時に市民が休息できる場所として開放されること  
によってどなたでも無料で利用できる市町村が指定した民間施設と公共施設。

### 記

#### 1. 指定施設（別紙「指定施設一覧」参照）

民間施設：商業施設、ホテル、金融機関等 66 施設  
公共施設：区役所、協働センター、図書館など 81 施設 計 147 施設

#### 2. 運用期間

令和8年4月22日（水）～令和8年10月21日（水）

掲示物デザイン

#### 3. 指定施設の運用

指定施設の要件

- ① 適当な冷房設備を有すること
- ② 熱中症特別警戒アラートの発表期間中に住民等に開放することができること
- ③ 住民等の滞在场所について必要かつ適切な空間を確保すること

指定施設の取り組み

- ・無料のスペースにおいて、開放時間内における暑さをしのぐための市民の受け入れ
- ・指定施設を周知するステッカー、掲示物又はのぼり旗の掲示
- ・休憩用の椅子、ソファ等の設置



#### 4. 詳細

詳細は、浜松市ホームページをご確認ください。

[浜松市公式サイト](#) → [手続き・暮らし](#) → [環境](#) → [地球温暖化対策](#)



#### 5. お問い合わせ先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

電話：053-457-2503 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

---